

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成31年1月8日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 松 田 俊 哉 （千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官 高 橋 正 幸 （千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官 清 水 拓 二 （千葉地方裁判所刑事第3部判事補）
検察官 西 村 圭 一 （千葉地方検察庁検事）
検察官 柄 倉 信 （千葉地方検察庁検事）
弁護士 中 井 淳 一 （千葉県弁護士会所属）
弁護士 野 村 真莉子 （千葉県弁護士会所属）

- 1 番 補充裁判員経験者
- 2 番 裁判員経験者
- 3 番 裁判員経験者
- 4 番 裁判員経験者
- 5 番 補充裁判員経験者
- 6 番 裁判員経験者
- 7 番 裁判員経験者
- 8 番 裁判員経験者

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】

本日は裁判所にお越しいただき、誠にありがとうございます。私は、千葉地方裁判所の刑事第3部で裁判長をしております松田と申します。よろしくお願ひいたします。裁判員制度は、平成21年5月に始まりまして、今年5月でちょうど10周年を迎えます。私は、裁判員制度が始まってからほとんどの期間、裁判員裁判に関わっております。これまでにこの千葉地裁を含めて4つの地方裁判所で80件以上の裁判員裁判を担当いたしました。この意見交換会は、裁判員や補充裁判員として実際に裁判に参加された方々から参加した御感想や御意見を伺い、それを生かしてよりよい裁判にしていこう、またこれから裁判員や補充裁判員になれる方には、参加する上で不安等があると思いますけれども、そうしたものを少しでも解消していただくという趣旨で開催しております。こういう次第ですので、是非率直な御意見、御感想をお話しいただきたいと思ひます。それでは、ほかの法曹の出席者の方々からも一言ずつ自己紹介をしていただけますか。

【高橋裁判官】

裁判官の高橋と申します。私も裁判員裁判始まって以降、裁判員裁判に関わらせていただきました。本日は、皆様からいろいろと御意見をいただいた上で、今後の裁判員裁判に生かしていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

【清水裁判官】

千葉地裁裁判官の清水と申します。本日は、お忙しい中御参加いただき、ありがとうございました。私も今、裁判員裁判をふだん担当しております。日々裁判員、補充裁判員の皆様に考えさせられ、刺激をいただきながら仕事をさせていただいております。今日の意見交換会につきましては、皆様からいろんな意見をいただいて、それを今後に生かしていきたいと思ひておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【西村検察官】

検察官の西村と申します。私は、ここ5年ぐらい裁判の部署に勤務しております。裁判員裁判等も担当させていただいております。本日は密輸事件がテーマ、特にこの地で多くある事案です。しかも、裁判員裁判の中でも大変判断が難しい事案についてテーマになっておりまして、大変関心を持って参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【栃倉検察官】

検事の栃倉と申します。よろしくお願いいたします。私は、ここ数年、主に捜査の方を担当しております。裁判を担当することが少なかったのですが、昨年の8月から裁判を担当する部署に参りまして、密輸事件なども昨年初めて経験したというところでありまして、皆さんが裁判を評議の中とかでどういった感想を持たれたのかとか、今後に活かしていきたいと思っておりますので、率直な御意見を頂戴できればと思っております。よろしくお願いいたします。

【中井弁護士】

千葉県弁護士会の弁護士の中井と申します。私は、弁護士になってちょうど10年たったぐらいなので、弁護士になった頃にこの裁判員裁判という制度ができたということで、今まで30件ぐらいはやらせてもらっていて、今回テーマになっている覚醒剤の密輸事件も10件以上はやっているかなと思います。ただ、我々が直接裁判員の方からお話を聞く機会というのはほとんどなくて、裁判のときも終わって直接お話することもないので、今日は是非一般の裁判員の方々の率直な御感想とか厳しい意見も含めて伺えればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【野村弁護士】

同じく千葉県弁護士会の弁護士の野村と申します。本日はよろしくお願いいたします。私は、ちょうど今年弁護士5年目で、今まで裁判員裁判は3件担当したことがありますが、そのうち1件は密輸事件でした。やはり裁判員の皆さんにふだん考えたことがないことをどのように分かりやすくお伝えするかというのは非常に悩むところですので、本日いろいろお聞きして勉強させていただきたいと思っております。よろしく

お願いします。

【司会者】

どうもありがとうございました。本日は覚醒剤の密輸事件の裁判に御参加いただいた方にお集まりいただいております。皆様はもちろん御存知と承知しておりますけれども、一般の方には覚醒剤の密輸事件を裁判員裁判で行うことについて違和感をお持ちになる方がいらっしゃると思いますので、少し説明させていただきますと、有罪となった場合に、死刑や無期懲役刑に当たる罪は裁判員裁判の対象となりますが、営利の目的、つまり金もうけのために覚醒剤を密輸入する事件は最高刑が無期懲役刑になっています。そのために、起訴されると全て裁判員裁判で審理されるわけです。ちなみに、千葉地裁は、管内に成田国際空港を抱えている関係で、この種の事件が非常に多くなっています。本日の進行ですけれども、まず私の方で皆様に御担当いただいた事件の内容や審理の概要を簡単に御紹介いたします。皆様には、それに続いて裁判員、補充裁判員として参加した御感想を述べていただきたいと思います。

それでは、まず1番さんの事件ですけれども、この事件は、台湾人の被告人が氏名不詳者らと共謀の上、営利の目的で中国の上海の空港から日本の成田国際空港行きの航空機に、茶葉が入っているような外観の紙製の箱3箱の中に、1箱につき2缶ずつ収納された茶缶6缶の中に隠匿された覚醒剤約2キログラムが在中するスーツケースを機内預託手荷物として預け、成田国際空港に到着した後、空港関係作業員にそのスーツケースを機外に搬送させて覚醒剤を輸入したとされる事件です。なお、本日御参加いただいた方の全ての事件に共通しているのですが、被告人は輸入してはならない貨物である覚醒剤を携帯しているにもかかわらず、その事実を申告しないで成田国際空港の旅具検査場を通過して輸入しようとしたけれども、税関職員に発見されたために未遂に終わったという関税法違反の罪でも起訴されておりました。この事件の被告人は、茶缶の中身は金(=きん)であり、自分は金の密輸をするものと信じていたと主張しており、主な争点は、被告人がその缶の中に覚醒剤を含む違法薬物が隠匿されているかもしれないということを確認していたかどうかというこ

とでした。公判で、税関職員の証人尋問や被告人質問が行われた後、評議に入りまして、裁判所は、被告人には茶缶の中に覚醒剤を含む違法薬物が隠匿されているかもしれないという認識があった、また共謀や営利の目的も認められるとして、懲役9年、罰金400万円の有罪判決を言い渡しました。審理期間は、評議を含めて6日間でした。この事件は、被告人が日本語に通じないために、北京語の通訳を介して審理が行われました。1番さんには補充裁判員として御参加いただきました。それでは、1番さん、この審理に参加した御感想をお願いいたします。

【1番】

今御紹介あったように補充裁判員で参加しましたがけれども、こういう裁判が粛々と進んだというのに非常に驚きを覚えました。というのは、映画でアメリカの陪審員制度とかよく見ていたんで、もう少し検事さんとか弁護士の方がバトルをするように進むのかなと思っていたんですが、何かすっと終わってしまったような感じがありました。それから、初めてだったので、すごく緊張するかなということと、それから殺人事件のような凶悪な事件だったら嫌だなという感じが非常にあって、事によったら拒否しようかなと思っていたんですけど、比較的落ち着いて参加することができました。

【司会者】

ありがとうございます。続きまして2番さんの事件です。この事件は、イタリアとフランスの国籍を持つ被告人が氏名不詳者と共謀の上で、やはり営利の目的でベルギー王国のブリュッセル空港から日本の成田国際空港行きの飛行機に粘着テープ等で包装された覚醒剤約3112グラムを加工された底の部分に隠し入れたスーツケースを機内預託手荷物として預けて覚醒剤を輸入するなどしたという事件です。被告人は、知人から東京へ行って商品を持ち帰ってほしいと頼まれてスーツケースを渡されたと主張しておりまして、主な争点は、被告人が持ち込んだスーツケースの中に覚醒剤を含む違法薬物が隠匿されているかもしれないことを認識していたかどうかということでした。公判で、税関職員の証人尋問や被告人質問が行われた後に

評議に入り、裁判所は、争点に関する認識があったことを認め、共謀や営利も認められるとして、被告人に対し懲役8年6か月、罰金300万円の有罪判決を言い渡しました。審理期間は、評議も含めて7日間でした。被告人が日本語に通じないために、イタリア語の通訳を介して審理が行われております。2番の方には裁判員として御参加いただきました。それでは、2番さん、御感想をお願いいたします。

【2番】

裁判員として裁判所に初めて来たときには、堅苦しい印象を持っていましたが、非常に大切に扱われたという印象と、それから裁判長の方たちも非常にフランクで、和やかで、いい雰囲気だったので、とても話がしやすかったのを覚えています。一番印象に残っていることは、言葉を翻訳してそれから審理ということで、大変時間が掛かる。しかも、被告人がよく話されるタイプの方だったので、聞かれたことに答える以上に話されるのをずっと訳していかれるので、審理をしていくところまで食い込んでいくほど時間が掛かってしまったというのがとても印象に残っており、話し過ぎるときにストップを早目にかけていただけないかなということを感じました。本人が覚醒剤を持っていることを認識していたかいないかというところにももちろん論点があったわけなんですけれども、人を裁くことの難しさとか、不遜さとかというのを感じながら私はどうしても難しいなという印象が強かったんですが、自分以外の人たちの意見を聞くことでとても参考になりましたし、民意が反映されていくという点において面白いなという印象を持ちました。

【司会者】

ありがとうございます。続きまして3番さんの事件ですけれども、先ほどの1番さんの事件と同じ事件でございます。3番さんには裁判員として御参加いただきました。それでは、御感想をお願いいたします。

【3番】

初めての裁判員としての経験でありましたけれども、とても不安な気持ちで臨みました。裁判長以下、非常に和やかな雰囲気のもとで一連の審理とか評議とか進め

ていきましたが、それに対して最初は非常に不安な気持ちで臨んでいたわけですが、日を迫うごとに非常に全員が和やかな雰囲気のもとで各自自由な意見が出たというふうな印象を持っております。そしてまた、この裁判員制度というものに非常に信頼感といいますか、そういうものが持てたという印象を持っています。

【司会者】

ありがとうございます。続きまして、4番さんの事件です。この事件は、日本人の被告人が、氏名不詳者と共謀の上、営利の目的でインドのチェンナイ国際空港から航空機に缶詰8缶に小分けされた封をした覚醒剤約3280グラムを隠し入れたスーツケースを機内預託手荷物として預けて、途中香港の空港を経由して日本の成田国際空港行きの航空機に積み替えさせるなどして覚醒剤を輸入するなどしたという事案です。弁護人は、被告人は金を運んでいると信じ切っており、スーツケースの中に覚醒剤を含む違法薬物が隠置されるとは認識していないと主張しており、被告人にそのような認識があったかが争点になりました。公判で、関係者らの証人尋問や被告人質問が行われた後に評議に入りまして、裁判所は、被告人にはその認識があり、共謀や営利目的も認められるとして、懲役8年6か月、罰金300万円の有罪判決を言い渡しました。審理期間は、評議も含めて8日間でした。4番さんには裁判員として御参加いただきました。それでは、4番の方、御感想をお願いいたします。

【4番】

一昨年の11月か12月に最高裁から通知をいただいたときに、ほかの人とは違って私は機会があったら是非やりたいと思っていたので、案内が来ないかなと思っておりました。そして、昨年の5月ぐらいに、7月にあるからということで、これは頑張ってみようという決意のもとに参加させていただきました。実際に参加しまして、ほかの裁判員の皆さん6名と補充裁判員の方2名でしたが、皆さんと休憩時間とかで率直に話せたというのが非常によかったですと思います。

【司会者】

ありがとうございます。それでは、5番さんの事件ですが、この事件は、マレーシア人の被告人が氏名不詳者らと共謀の上、営利の目的でタイ王国の空港から日本の成田国際空港行きの航空機に覚醒剤約2396グラムを隠し入れたリュックサックを機内預託手荷物として預け入れるなどして覚醒剤を輸入するなどしたという事案です。弁護人は、被告人が持ち込んだリュックサックの中には金がまじった砂が隠されており、その運搬は適法であると信じていたと主張したことから、被告人がリュックサックの中に覚醒剤を含む違法薬物が隠匿されているかもしれないことを認識していたかが争点となりました。公判で、税関職員の証人尋問や被告人質問が行われた後に評議に入りまして、裁判所は、被告人がリュックサックの中に覚醒剤を含む違法薬物が隠匿されているかもしれないことの認識があった、また、共謀や営利目的も認められるとして、懲役8年6か月、罰金350万円の有罪判決を言い渡しました。審理期間は、評議も含めて6日間でした。被告人が日本語に通じないために、タミール語の通訳を介して審理が行われました。5番さんには補充裁判員として御参加いただきました。それでは、5番さん、御感想をお願いいたします。

【5番】

私は、補充裁判員として今回参加させていただきました。否認事件だったので、まず有罪か無罪かという大きい判断だったんですけども、補充裁判員ということで多少精神的にはほかの裁判員の方よりは楽だったのかなという気がします。法律知識のない一般市民が裁判に参加するという役割は果たせたかなと思っています。期間中、家族とか職場にはとても迷惑掛けてしまったんですけど、判決の日に主人と子供が傍聴に来てくれて、それはそれでいい経験になったみたいで、ちょうど夏休み期間中だったので来れたんですけど、誰かの人生を真剣に考えるという数日間は本当にいい経験になりました。

【司会者】

ありがとうございます。続きまして、6番さんの事件ですが、この事件は、ラトビア人の被告人が氏名不詳者らと共謀の上、営利の目的でイタリアの空港から日本の

成田国際空港行きの飛行機に覚醒剤約2468グラムを背面部に隠し入れたスーツケースを機内預託手荷物として預け入れて覚醒剤を輸入するなどしたとされる事案です。主たる争点は、被告人が国内に持ち込んだスーツケース内に覚醒剤を含む違法薬物が隠匿されているかもしれないことを認識していたかどうかということでした。公判では、証人尋問はありませんでしたけれども、被告人の精神鑑定を行った医師の尋問や被告人質問が行われた後に評議に入りまして、裁判所は、被告人が成田国際空港に到着した時点においてスーツケース内に覚醒剤等の違法薬物が隠匿されているかもしれないと認識していたとは認められないとして、無罪を言い渡しました。審理期間は、評議も含めて8日間でした。被告人が日本語に通じないために、ラトビア語の通訳を介して審理が行われました。6番さんには裁判員として御参加いただきました。それでは、6番さん、御感想をお願いいたします。

【6番】

まず、裁判員制度が身近になかったので、自分にそれが来たときにとっても驚いたというのが第一印象です。思った以上にすごいリラックスする形での評議だったので安心しました。ただちょっと今まで全然知らない被告人の人生に判決というか、何かを決めることにやっぱりちょっと勇気が要ったかなと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。続いて、7番さんですけれども、御担当いただいた事件は今の6番さんと同じ事件です。7番さんにも裁判員として御参加いただきました。それでは、御感想をお願いいたします。

【7番】

よろしく申し上げます。審理に関しまして、冒頭陳述、論告は大体想像していたとおりでした。映画でも見ており、自分もいろんなシーンを思い浮かべていたんですけれども、ただ評議について非常に新鮮さを持ったことを記憶しております。なぜかと申しますと、裁判員としての1票を持っていますから、高みの見物はしないでおこうと自ら言い聞かせて参加させていただきました。そこで、本日の交換会の趣

旨には大きく外れるんですが、本件は外国人であったため、物証の壁、それから司法の壁という部分、刑事訴訟法ですね、それは個人的には感じました。

【司会者】

ありがとうございます。続いて、8番さんに御担当いただいた事件は6番さん、7番さんと同じ事件です。8番さんも裁判員として御参加いただきました。それでは、御感想をお願いいたします。

【8番】

私も裁判員の経験は初めてなので、どういうふうに展開していくのかなという感じで参加させていただきましたけれども、一言参加できてよかったなと思います。補充裁判員の方も含めて8名の方がいらして、同じ事柄に関して意見を言っても、やっぱり人によって若干考え方というか、捉え方が違うんだなということを感じて、そういう経験もよかったなと感じています。それと、裁判の内側に目を置いてその進行を身近に経験できたことは、ほかではちょっと経験ができません。さらに、裁判員を経験してから、日々起きる事件がテレビなんかで伝えられるんですけども、そういうときに自分が裁判員になったらどういうふうに対処するのかなというように考えるようになったので、そういうふうになるのかなというふうに感じました。それから、本旨とはちょっと離れますけれど、外国の方が被告人だったということで同時通訳が付きまして。これにはびっくりしたんですけど、間髪を入れず通訳をしていくということに対し、よくできるなという印象を持ちました。

【司会者】

ありがとうございます。それでは、今回のテーマは、覚醒剤密輸事件の審理の分かりやすさと、適切な評議の進め方ということですので、まず法廷における審理の分かりやすさについて伺いたいと思います。御参加いただいた事件の裁判における法廷での検察官や弁護人の訴訟活動について、これが分かりやすかったかどうかということでございます。こうすればもっとよかったとか、あるいはこうしてほしかったというような御要望などがあれば承りたいと思います。お手元にそれぞれの事件

で使用された冒頭陳述メモの写しを御用意しました。皆様が実際に裁判を担当した時にもこの冒頭陳述メモが配られたと思いますけども、これを見て争点とか証拠調べのポイントが理解できたかどうかをまず伺いたいと思います。この内容、体裁等も含めてですけども、それぞれの事件の冒頭陳述等を見て、これが分かりやすかったとか、分かりにくいとか、あるいはここはこうした方がいいのではないかという何か御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【1番】

検察側も弁護側も資料が非常に分かりやすくて、逆に何か意見があるかと言われると困っちゃうぐらいストーリーがかなり伝わるといえるか、そういう感想を持っています。ですから、大変な手間が掛かっているんじゃないかと、逆にそういった意味で大変御苦労されているんじゃないかという気がいたします。

【司会者】

1番さんの事件は、冒頭陳述に関してはそれぞれA4が1枚ずつという感じでしたが、分量は適切でしたか。

【1番】

限られた時間なので、大体この分量でなければ逆に理解できないんじゃないかと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。2番さんはどうですか。冒頭陳述についてまず伺いたいと思いますが、お手元の冒頭陳述メモを見て、内容や分量についてはいかがでしょうか。

【2番】

分かりやすかったと思います。

【司会者】

ありがとうございます。3番さんはいかがですか。

【3番】

1 日目から非常に綿密に説明がいろいろありましたので、事前にかなり前もって準備されておられるんだなということを改めて感じました。時間配分としては、詳しいことはちょっと忘れましたが、もうなるほど、なるほどというふうに非常に的確で、私はただそれをお聞きするというふうな立場に徹しました。

【司会者】

ありがとうございます。4 番さんはいかがでしょう。

【4 番】

説明を受けまして、私の仕事のプレゼンするときにもこういうふうにまとめると、クライアントももっと分かるのではないかと思いました。大変参考になるもので、一つの方法として大変勉強になりました。検察官の方のメモも弁護人のメモも大変分かりやすく、論点がはっきりしていたので、大変よかったです。

【司会者】

ありがとうございます。5 番さんはどうでしょう。

【5 番】

冒頭陳述に関しては、適切だったなと思います。ちょっと記憶が定かではないんですけど、いつだったかは分からないのですが、この冒頭陳述の前に評議室でちょっと裁判官の方から概要の説明があったのかなと思います。それで結構予備知識的なこともよく分かりました。そのときのパワーポイントがすごくよくできていて感心したのを覚えています。

【司会者】

法廷が開かれる前にその説明があったのですか。

【5 番】

ちょっと覚えていませんが、そうだと思います。

【司会者】

そのときにパワーポイントを使っていたのですか。

【5 番】

そうなんです。こういう場合は営利目的だと有罪ですとか、予備知識が得られました。どの場でやったのかちょっと定かじゃないんですが、それがあっての冒頭陳述だったので、よく分かったなという記憶があります。

【司会者】

ありがとうございます。6番さんはどうでしょうか。

【6番】

よく分かりましたの一言です。

【司会者】

ありがとうございます。7番さんはいかがですか。

【7番】

これ以上のものはないと敬意を表しております。以下のものもないという意味でもございます。私どもの担当裁判官の方々が懇切丁寧に、赤子の手を取るがごとく徹頭徹尾御教示いただいた予備知識が法廷に入るまでの精神的な負担というものを軽減してくださったと感謝しております。

【司会者】

法廷に入る前に争点の説明とかはあったのでしょうか。

【7番】

はい。それらしきものは当然のごとくございます。なぜかと申しますと、私ども全員が初めての経験でございましたので、多くの方がどこかで緊張している部分がございます。こういう流れでいきますという説明はございました。

【司会者】

ありがとうございます。8番さんはいかがでしょう。

【8番】

右に同じという感じなんですけれども、ほかの事件もそうみたいですが、スーツケース内に違法薬物が隠匿されていたかもしれないということを被告人が認識していたかどうか、何かこれは知情性の有無ということのようなんですけれども、そこがポ

イントだろうなというのは感じていましたので、そういう意味でいけば、この質問については理解できたということが結論だと思います。

【司会者】

ありがとうございました。先ほど申しましたけども、この種の事件は千葉地裁で非常に多いわけですが、検察官の方で冒頭陳述メモを作るときに工夫されている点とか、意識されている点はございますか。

【西村検察官】

特に工夫としては、やはりできるだけ情報を圧縮する、やっぱりポイントとなる事実関係もポイントとなる事実にはできるだけ絞って、やはりこの知情性判断につながるところでできるだけ事実を絞って分かりやすくするというのを意識しています。やはり起訴状を読んだ後、初めて事案を説明する場面ですので、どうしても証拠全体を説明するような、そういう過大な情報にならないように、できるだけ絞る、そして筋が分かるようにして、どこに着目して知情性を判断してほしいというふうにアピールできるように、そこを意識はしています。整合できるかどうかは、なかなかここは意外と難しいんですけども、そこは意識して冒頭陳述を作るようにしています。

【司会者】

ありがとうございます。弁護人の立場からはどうでしょうか。

【中井弁護士】

ポイントを絞るというのは本当にそのとおりなんですけれど、一つ、我々の場合は、先ほど裁判員の方々からも少しお話があったんですが、人の人生を決める裁判ということで、まずその人がどういう人なのかということだとか、その人がどういうことを話して、どういう経緯でこの事件に至ったかというストーリーを簡潔に最初にやっぱりイメージとして理解してもらいたいということを心掛けて冒頭陳述はやるようにしています。

1個質問してもよろしいですか。先ほど知情性という話が出たんですが、結構難

しい概念でなかなか最初の冒頭陳述で理解してもらうのは難しいのかなという気もしていたんですけれども、はっきり分かっていなくても、故意があるとか、その辺の微妙なところは、割と最初の説明で、すっと御理解いただけたのか、それともやっぱり評議とかを通じてだんだん理解を深めていくという感じなのか、その辺をちょっともし御意見あればお聞きしたいなと思います。

【司会者】

争点となっている違法薬物、覚醒剤を含む違法薬物が隠匿されているかもしれないということの認識があったかどうかということなんですが、その点について理解はできましたか。

【8番】

私は、知っているか知らないかというのは非常に難しいと思うんです。最初に検察官の方が意見をおっしゃいますよね。そのときに、裁判官の方は専門家だから、いろいろ受け取り方はあると思うんですけど、裁判員はもちろん素人だし、初めての場ですから、私はそのときに弁護士の方がいろいろ陳述をする、それから検察官の方が陳述する、そのときに知っているか知らないかというのは判断の仕様がちょっとありません。被告人が隠されていたことを知っているんだということを検察官が立証できたかどうかということ考えたとき、話を聞いている限りではちょっと弱いんじゃないかなというふうに感じました。知情性の有無というのは、専門用語らしいですけれども、先ほど申し上げたふうにしかちょっと私は判断できないんじゃないのかなと感じました。

【司会者】

ありがとうございます。ほかの方はいかがですか。

【2番】

知っていたか知らなかったかというのを立証していくところが、先ほどの方もおっしゃったように、絶対に知っていたに違いないとする確実なものを立証できるのかなという点については、ちょっと弱いのかなという印象は確かに持ちまし

た。

【司会者】

覚醒剤が隠されているかもしれないということの認識はあったという争点はすぐに理解できましたか。

【2番】

そうですね。

【司会者】

どうもありがとうございます。ほかの方はどうですか。先ほどちょっと難しい「知情性」という言葉が使われましたが、要するに認識があったかどうかということなのですが、その点はすっと頭に入りましたか。大体皆さん理解できて、その後の審理に臨めたということによろしいですか。

【6番】

最初は余り分からないというか、全く真っさらだったので、どうすればいいか分かんなかったんですけど、裁判官とか弁護士とか検察官の話を聞きながら、後で裁判官の方に補足していただけるので、あっ、なるほどと、だんだんこういう話なんだと分かり出す感じです。

【司会者】

法廷に入る前、初公判の前に評議室で待機しているときとか、あるいは選任された後にガイダンスやオリエンテーションがあると思いますけれども、そのときに、裁判官からこういうことが問題になるのですよという説明がありましたか。そういう説明はなかったという方はいらっしゃいますか。

【6番】

覚えていません。

【司会者】

この事件は争いがありますということは、事前に裁判官から伝えられましたか。今回皆さん担当していただく事件が、認めている事件ではなくて、否認事件なので

すよという説明は事前に行っていましたか。

【6番】

あったと思います。

【司会者】

あったと思うということなのですね。分かりました。大分前の事件なので、ちょっと記憶が確かでないのは分かりますが、大体あったということですかね。

それでは次の話題に行かせていただきますけれども、冒頭陳述が終わって証拠調べに入るのですが、書類の読み上げがあったり、証人尋問、被告人質問などがありますけれども、これらの証拠調べについて何か気付いた点があれば教えてください。ここがよかった、分かりやすかった、よくなかったとか、何かあれば自由にお話しいただきたいと思います。

【8番】

先ほど申し上げたように、私のやった事件では有罪だと主張していた検察官の主張がちょっと弱いなと思ったんで、その後もうちょっと何か力強い私の考え方をひっくり返すような説明があるのかなと思ったんです。ほかの事件もそうだと思いますけれど、関係人が外国人なので、一般の国内事件と違って情報が少ないということもあるのかなとは思ったんですけれども、ちょっとこの有罪の材料がその証拠調べの過程ではちょっと不足しているんじゃないかなと私は思いました。

【司会者】

同じ質問ですけれども、7番さんはどうですか。証拠調べについて何かお気づきの点ありますか。

【7番】

物証の収集の壁と先ほど申し上げたんですけれども、身柄を拘束したときは東京税関、旧大蔵省ですね、所轄が。警察の捜査というのは科学警察というのが入っているんですけれども、あと厚生労働省の麻薬取締りですね、被告人が持ち込んだと、ほかの誰でもないことは事実なわけです。そこで隠されているパーツ、部分のところ

の周辺、それから税関当局の方がメスを入れて開けた、それから袋、現物拝見させていただきましたが、その指紋採取というのが捜査としての壁ではないかなと。その周辺若しくは袋に本人のものが付いていたら、もう物証以上のものはないと、確証に変わってくるんじゃないかなというもどかしさは持っていました。エックス線にせよ、ガンマ線にせよ、対象物を照射すれば浮き上がってくる。では誰がどうやってという部分は、国内の案件ではない、遠い海外のことでもありました。それで、ほかの物証は何かというとメールのやり取り、これも信憑性にやや欠ける部分もあるかなということがございました。これを20年前メールという、インターネットというシステムが存在していないとき、どうやっていたのかなと。ただし、間違いないのは、被告人が持参していたことは間違いないと。これが日本人だったら、これをあなたは知らないと言うけれど、それでは単なる運び人なのか、あなたは運び人じゃないのかと、いや、私は運び人だというやり取りがあるかもしれないですけども、やはり通訳が介するとちょっと考える間を被告人にも与えられてしまうのかなと。ちょっともどかしさを感じたのがそれでした。物証が皆無に等しかったということです。ただし、持参人は被告人本人であることは間違いないと。

【司会者】

ありがとうございます。それでは、6番さん、何か証拠調べでお気付きの点ありますか。その書証の読み上げとか、証拠書類の読み上げとか、被告人質問とか、証人尋問とか審理の中で気付いたところはありませんか。

【6番】

すみません。特にないです。

【司会者】

例えば証人尋問は長くて困ったとか、何かないですか。何でも結構です。

【6番】

いや、もうすごく短かったので、特に。あっ、こういう感じというだけです。

【司会者】

何か細かい例えばメールのデータとかはありましたか。

【6番】

インターネットのですね。

【司会者】

ええ。そういうものの取調べ方法についての工夫はされていましたが。

【7番】

すごい何枚にもわたっていました。

【6番】

膨大だった。

【8番】

メールなんか量が膨大なんですよね。あれはイタチごっこだったですね、被告人と。この部分にははっきり明記されているんですけども、証拠に直接つながるような具体的な名称がのりくらしとかわされてしまったという部分がありました。もうちょっとつついていただきたかったなと思っていました。

【司会者】

メールの取調べ方法はどのような感じでしたか。

【6番】

ちゃんと時系列を立てて並べてくださったので、いろいろ前後したりはありますけれど、私としては大体こういう感じでというのをちゃんと説明していただけたなと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。5番さんは何か証拠調べでお気付きの点はありますか。

【5番】

外国人の被告人だったので、証拠が押収されたものと本人の供述と、あとはメッセージのやり取りしかなくて、もし国内で起きた事件だったらもうちょっと詳しく、それこそ指紋取ったりとかあるんだろうなと思いました。これだけで判断し

ろと言われたのがちょっと難しかったですけど、そういうものなんですかね。検察も、これができる全てのことなんですかね。

【司会者】

後で検察官にその辺りのことを伺いましょうか。5番さん、御意見ありがとうございます。それでは、4番さん、いかがでしょうか。証拠調べでお気づきになった点がありますか。

【4番】

証人に質問したりする日数が2日あったんですけれども、メモを取るのが大変でした。要するに証人の証言だけが証拠だと裁判長さんから言われまして、ですので、皆さんメモを一生懸命取っていたんです。それが2日間にわたったので、それが非常に大変だったなというのが感想です。あと、証拠としてラインの履歴が出たんですけれど、これが10ページぐらいあったと思います。これを全部みんなでめくって、どこが要するに証拠になるとかいうのを調べたりするのが大変でした。とにかく書くことが多くて大変だったというのが実際の感想です。

【司会者】

ありがとうございます。3番さんはいかがでしょう。

【3番】

この証拠調べについては、もう検察側の方が事前にかかなりの資料を集めて私たちに分かりやすく説明していただいた印象を持っています。したがって、そうか、そうかと理解も簡単にできたような感じがいたしました。一方、弁護士側の方の反証といますか、それもあったんですけれども、印象としては非常に弱かったんじゃないかと。というのも、何か被告人が事前の公判が始まる前と前後で陳述の訂正をされたということで、何ゆえにそういう過程があったのかというのは知らされていませんでした。公判のときに弁護士が実は被告人が言っていることについて、ここは訂正させていただきますということが非常に多かったという印象を受けていますけれども、それはそういう経過があったんでしょう。私の印象としては、どちらか

というと検察側の的確な説明が非常に理解しやすかったという印象を受けています。

【司会者】

ありがとうございます。2番さんは証拠調べについてお気付きの点は何かございますか。

【2番】

物としてのスーツケースとか、そうしたものはよく見ることができたし、現物を見る点についてはよく分かったんですが、メモとそれからメールですかね、そのやり取りの印刷されたものをじっくりと読む時間が正直なくて、休憩時間、ほんの少しの休憩時間によろやく目を通すという感じだったので、じっくり自分で読む時間が欲しい、そういうふうに思いました。

【司会者】

1番さんはどうですか。

【1番】

覚醒剤を紅茶の茶葉の缶に入れてきたわけですけれども、証拠の中で金塊を入れてきたと言っていたということで、証拠調べでスーツケースからその茶缶から全部我々持たせてもらって、やっぱり常識的に考えれば、金が入っていれば全然重さ違うわけですから、そこら辺は非常に分かりやすいというか、確証を得たというか、そういう感じがしました。それから、覚醒剤も実際に生まれて初めて見たんですけど、石のようなんです。それを見て、手に取った瞬間に何か腹が立ってきた。というのは、日本にこんなものを持ち込んでというふうな、要はその本人が悪いんじゃないかと組織犯罪としてやっぱりこういうのが横行しているというのは非常に許せないと、何かその物を見てそういうふうに思いました。

【司会者】

ありがとうございます。先ほどメモを取るのが大変だったということをおっしゃったのですが、皆さんメモは結構取られましたか。一生懸命メモをいっぱい取ったという方はほかにいらっしゃいますか。

【2番】

取りましたね。

【司会者】

結構皆さん取られた。

【5番】

取りました。

【司会者】

そうですか。もう何ページにもわたるぐらいですか。

【5番】

はい。

【司会者】

メモは余り取らなくてもいいですよという説明は裁判官からなかったでしょうか。

【6番】

一応ありました。

【7番】

いや、人によりけりだと思います。私は取りました。

【司会者】

6番さんは、裁判官の方からそんなにメモは取らなくていいですよという説明があったのですか。

【6番】

メモ取っている間にもう次々進んでいってしまうので、まず聞いて、後からまた何か評議とかでちゃんとやっていただいたので、私はちょっと補足程度にメモしたぐらいで、そこまでではなかったです。

【司会者】

ほかの方は、特に裁判官の方からそんなに一生懸命メモ取らなくていいですよという説明は特になかったのですか。

【4番】

何にも言われませんでした。ただ、ここに与えられた証拠だけで判断しなさいということ言われたので、これメモしないとちょっと分からなくなってしまうなど思い、ほかの人もそうだと思うんですけど、それで多くの人は一生懸命メモを取っていたなという印象です。

【司会者】

証拠調べが終わった後、証拠書類などは提出されるので、後で評議室で確認をしようと思えば確認できますといった説明は、事前にはありませんでしたか。

【4番】

写真とかは確認させてもらいました。ただ、証拠についてはその説明がなかったので、もしかしたら聞き逃しちゃうかもしれないと思いメモは取りました。

【司会者】

被告人質問や証人尋問は、ビデオを撮っているので、後で確認しようと思えば確認できますという説明もなかったのですか。

【4番】

それはなかったです。

【司会者】

説明があつたらそんなにメモを取らなくてもよかったですか。

【4番】

やっぱりメモは取ったと思います。集中する意味もあって、メモを取っていた方がよかったと思います。

【司会者】

法廷にいただけでも緊張すると思うのですが、それに加えて聞き逃すまいとメモを取るとなると、さらに緊張が高まるのではないかと思うのですがどうですか。疲れませんか。

【4番】

はい、疲れましたがけれども、ただだらだら聞いているよりは一生懸命取った方が集中できるんじゃないかなと思いました。

【3番】

私も取ったといえば取っていたんですけども、その日にメモを返却しないといけないのです。持ち帰りはできないものですから、だからメモを取っても後で記憶として確かにどうだったとしっかりしたことは答えられないのです。これは情報が外部に、判決が出るまでは遠慮していただきたいという配慮のもとでそうされていると思うんですけど。だから、そのとき確かに記入するのに確かに労力も要ると思いますけれども、書いたところで果たしてどうなのかなという感じはありました。

【司会者】

ほかの方、証拠調べについて何か追加でありますか。

【8番】

たしか私もメモは取ったんですけども、さっき3番の方がおっしゃったように、持って帰れませんので、多少ですが忘れます。それと、証拠の資料いただくんですけども、特にメールのやり取りなんかは細かい字で何十ページとあります。評議の段階に移ってから、何ページのどこどこにこれ載っていますから、そこを皆さん見てくださいとか、そういう形で進められました。資料も持って帰れませんし、全部を事前に読むだけの時間的余裕が多分私にはなかったのものでそういうものかなと思いました。

【司会者】

そうすると法廷にいるときは一生懸命ペンを動かしている時間が結構長かったですね。

【8番】

私はメモを多少取りましたけど、後でそれを見直そうとしても返却しなきゃいけないでしょう。

【司会者】

帰るときは、その日に書いたものを持ち帰ることはできませんね。

【8番】

はい。そういう余裕が私にはなかったです。資料をいただいていますから、持ち帰れませんけど、その脇にちょっと書くぐらいで、あとはなるべく聞くようにしていたつもりです。

【司会者】

ありがとうございます。ほかの方は何かありませんか。

【5番】

私も資料にないことは全て一字一句メモを取って、それも置いて帰らないといけないので、翌朝早目に来て予習するという作業を毎日していたので、録音を後から聞けるという説明は欲しかったです。

【司会者】

先ほど5番さんから検察官に対する質問があったと思いますが、西村検事いかがですか。

【西村検察官】

国際捜査の一番の難しいところでございます。あと、指紋の関係は基本的にやっているんですよ。やっぱりコーヒー袋とかそういう食品に隠して持ってくる場合、その食品の袋に触っていないかとか。それで、指紋は、税関がまず最初に取りかかった事件であってもやっけて、ただまず出ることではない。ほぼない。そこはもう組織の側もある程度考えているということではないかと思うんですけど、まず出ることではないです。それぞれで触っているのに、被告人が、指紋が出ているのに触っていないと一生懸命弁解しているという、そういうような事案はまず、それで立証できるほど楽な事案はなかなかないという実情でございます。あと、やっぱりどうしても、特に被告人がこの人からスーツケースもらったんだとか、預かったんだと言っているその相手、依頼者側から話を聞けないという難しいところがありまして、またその受け取った状況と、ここで受け取ったと言っている場所があるのかとか、そ

ういう実際の現場がどうなのかという、そこも海外に足を延ばして捜査するわけにはなかなかいかないところがあるので、しかも身柄拘束の期間が限られている中でその捜査はできない。なかなかやっぱり海外をまたいでいる捜査に難しいところがあります。あと、基本的にはやっぱりメール等が物証としては重要になるんですけども、メールも全て被告人と依頼者が全部やり取りしたのか、全部メールで残っているか、やり取りが全部メールでやったとも限らず、また一部断片的であって、しかもその言葉の意味、会話の意味ですよ、意味付けはどうしても被告人、当時は被疑者から話を聞かないといけないんですけれども、今現在なかなか被疑者から供述を得るのは難しくなっている。黙秘等や、あとまた海外、外国語でやり取りをしないといけないとか、そういういろいろな問題から、なかなかそのメールもどういう意味で言ったの、これしゃべっているのという正確な意味付けを捜査、取調べ段階で確定するのもなかなか難しい。そういういろんなあい路がありまして、本当にこういう海外をまたいで密輸事件というのは難しいところがあって、そして限られた証拠の中で皆さん、裁判官、裁判員の方にも薬物かもしれないという認識があったんじゃないかと、それからどうなのかという判断をいただいているという、そういう実情でございます。

【司会者】

ありがとうございました。ちょっと伺いたいのですけれども、証人や被告人に対しては裁判員の方に質問の機会があったと思うのですが、質問された方いらっしゃいますか。質問された方は誰に対して質問されましたか。

【7番】

被告人に対してです。

【司会者】

その感想はいかがですか。

【7番】

のりりくらりとかわされました。通訳の方を介してどうしても間が入るわけです。

それで、私も表情を読み取られないようにそっぽを向きながら質問したんですけれども、相手の方が上手でした。

【司会者】

質問するのはちょっと勇気が要るのではないかと思うのですがいかがでしたか。

【7番】

いやいや、是非聞きたいと思いました。なぜかという、この手の案件は、ほかの傷害事件とかと違って被害者が存在しないわけです。そうすると、検察の方、弁護人の方の表情を見るよりは、やはり本人の表情を見て聞きたいと思いました。2年弱日本で拘束されていまして、すっかりオーバーホールも精神的にできたような感じで、のらりくらりとかわされた印象を持っています。

【司会者】

それでは、6番さんは誰に質問されましたか。被告人ですか。

【6番】

はい。

【司会者】

どうでしたか。

【6番】

やっぱり聞いているだけでは、その方がどういう方か分からないので、いろいろと質問させていただいたんですが、のらりくらりとですかね。

【7番】

上手だった。

【6番】

それで、何か表情も変わらない、淡々としゃべる方だったので、全然結局分からなかったというのが正直な印象です。

【司会者】

かなり勇気が要ると思うのですが、そうでもなかったですか。

【6番】

勇気要りました。すごい勇気要りました。でも、質問したら次々やっぱり質問したいことが出てきてしまって、何回かしてしまっただけですけど。

【司会者】

ありがとうございます。ほかの方、それでは4番さんどうぞ。

【4番】

私は、証人の方と、税関職員の方と、あと被告人の方に質問いたしました。税関の方は職員ということで、もう事務的な質疑応答で終わったんですけども、証人の方は日本の方で、日本語が話せたので、ほかの人と違って、のらりくらりではなくて、ちょっと痛々しいような気がしました。

【司会者】

ありがとうございます。ほかの方、2番さんどうぞ。

【2番】

私は、被告人に質問しました。反応としては、的を外されたという印象が強くて、もう一步踏み込んで聞きたいなとは思ったんですが、遠慮すべきなのかなと思って、ちょっとしませんでした。

【司会者】

逆に質問されなかった方、本当は質問したかったんだけど、質問できなかったという方はいらっしゃいませんか。それでは、3番さんどうぞ。

【3番】

いろいろ経緯を聞いている中で、聞いても言わないだろうというふうな考えにだんだん私になってきたんです、心の中で。それで、もうこれは聞いても、かなり検察側からの的確な尋問もありましたし、ややオーバーラップする面もなきにしもあらずということで、結局質問しませんでした。実際はもっと本当は内心はしたかったですよ。だけど、聞いてもちょっと難しいんじゃないかと。今どなたかおっしゃったように、のらりくらりとかわされるというか、やっぱり台湾の非常に精通された通

訳がついて、間接的に被告人の方に伝わるんでしょうけれども、本当に私が質問したことが通じていたかどうかも分からないんです。私自身が確認のしようもないわけです。間違いなく聞きたいことが伝わっているかも確認できないし、もう通訳の人にお任せということですか。そうすると、私の当時のケースだと、表情は変えないし、イエスかノーしか答えないんです。だから、そういう中で恐らく答弁が返ってくるとも思えないというふうに私は考えていたんですけど。

【司会者】

ありがとうございます。1番さんは補充裁判員だったので質問はできなかったんですが、裁判官からもし聞きたいことがあったら代わりに聞くので言ってくださいと言われましたか。

【1番】

言われました。

【司会者】

どうされましたか。

【1番】

事前にこういうことを聞いてくださいということをお願いして、右陪席の方から質問していただきました。

【司会者】

聞いてもらえましたか。

【1番】

はい。被告人に、ある中国人の老人を介して薬を預かったというストーリーについて話を聞いている中で、その老人がいたのか、いないのか、ちょっとおかしいんじゃないか、うそ言っているんじゃないかと言いたかったんです。要はその人は本当にいたのかという質問をしてもらったんですけど、そのときに被告人がどういう反応をするか、どういう顔つきでどういう反応するかというところが見たくてお願いしたんですけど、先ほど3番さんが言ったように本当に表情を変えないで、む

しろふてぶてしさというか、何かもう観念しているような、そんな感じだったんです。だから、そこら辺をちょっと読み取りたいなと思っていました。

【司会者】

5番さんも補充裁判員だったので質問はできなかつたんですけども、聞きたいことを代わりに聞いてもらうことはできましたか。

【5番】

そうですね。聞いてもらいましたが、答えはいつも一緒に、かわされてしまう感じでした。評議をしていく中で聞きたいことが出てきて、でももうチャンスがないという感じでした。もっとその人の教育水準とか発達とか、そういうところがもうちょっと知りたかったから、事件が起きていることしかそのときは頭になかつたんですけど、それ以前のバックグラウンドとかそういうのを聞いておけばよかったなと思ったんですけど、そのときはもう評議に入っていたので、遅かつたという印象です。

【野村弁護士】

裁判員の方は被告人に質問をして反応を見たいという感想が多かつたので、ちょっと質問してみたいんですけども、我々だったら検察側の証人、例えば目撃者とかそういった人に反対尋問するとき、あなたうそついていますねとかは言いません。要は法曹だとそういった質問はしないんですけども、ただ皆さんの場合は、別にうそついている人だったら絶対答えてはくれないだろうけれども、それでも反応を見るために質問をしたいというようなことがあるのかなというふうに今お聞きしていて思ひまして、そのときに外国人の被告人だと文化が全然違うことが多いんですよ。例えば日本人は人が話しているときにうなずきながら話を聞いたりしますが、なかなか外国の方は、すごくそれをすると変というか、むしろそのままうなずくということをしなやか、例えばそういうのが文化の違いみたいなことがあるんですけど、そういう反応を見るときに、相手の国だと自分たちとは全然違うリアクションの文化とかがあるんじゃないかとか、そういったことって頭にありますか。それと

も、余りそこは想像しないというか、日本人の感覚そのままで見ているような印象なんですか。

【1番】

今おっしゃったとおり、やはり外国の方は文化やバックグラウンドが違うので、反応は違うというのは重々承知しています。私の経験でも外国の人とも接触してきているのでそれは基本的に承知しているんですけど、ただやはり犯罪を犯して、犯罪を犯してというか、それが決まっていなわけですけど、要は法廷の場で被告人にされて、下手すれば懲役、中国人の方ですから、日本だったら懲役で済むと。中国だったら死刑になるかもしれない。だったらその差ですよ。そういうこともあるし、それからもっと必死に、自分が無実だったらもっと必死になるんじゃないかと。要は逆に私が外国でそういうことに巻き込まれたときに、自分が無実、誰かに持たされて無実だったら、必死になってやりますよね。だから、多分その差が、人間として、外国の人であろうが、日本人であろうが、やっぱり必死さというのは出てくるんじゃないかという思いで質問しました。

【司会者】

今の御質問に対してほかの方で何か言っておきたいことはありますか。何でも結構です。日本人とは違うということを意識しながら審理に臨んでいたかどうかなんですけれど。特によろしいですか。

【野村弁護士】

大丈夫です。

【司会者】

次に、証拠調べが終わった後の論告、弁論について伺いたいと思います。証拠調べが終わりますと、その証拠調べの結果に基づいて検察官と弁護人が改めて意見を述べるわけです。今回は否認事件ですので、争点をどう判断すべきかということについて意見が述べられたと思います。この論告弁論についてもそれぞれの御担当事件について配られたメモのコピーを皆さんにお渡ししていますが、これを御覧いただ

きながら、検察官の論告メモあるいは弁護人の弁論メモについてどのように感じられましたか。内容とか、分量とか。それから内容が分かりやすかったか、分かりにくかったか、あるいは細か過ぎてよくないとか、そういう御意見、何でも結構ですので、伺っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【1番】

限られた時間の中で我々が情報をつかむという意味では、非常に簡潔にまとめていただいている、よく分かったと思います。ただ、残念なのは、弁護側のメモが弱いというか、被告人はやっぱり先ほど言ったように必死さというのが伝わってこないような、そんなところがちょっとあったかなと思います。

【司会者】

ありがとうございました。2番の方はいかがでしょうか。お手元の論告メモ、弁論メモを見ながら結構です。

【2番】

非常に分かりやすい資料でした。

【司会者】

ちょっと細か過ぎるとか、そういうことはありませんでしたか。

【2番】

そんなことはないと思います。

【司会者】

ありがとうございます。3番さんはいかがですか。お手元の論告メモ、弁論のメモについてどのような感想を持たれましたか。

【3番】

30分ということで、非常に手短かにまとめていただいて、納得できるような内容だったと思います。

【司会者】

ありがとうございます。4番さん、お手元の論告、弁論メモについていかがです

か。

【4番】

冒頭陳述のところでも言ったんですけれども、やっぱり資料として本当に大変参考になる資料になると思いました。弁護人が作った資料なんですけど、最初に「裁判員へのお願い」という形で書いてあったのが非常に心を打ちまして、その後弁護士の方がおっしゃられた弁論が非常に力強かったんで、大変よかったと思っています。

【司会者】

5番さん、いかがでしょうか。

【5番】

論告弁論は適切だったと思います。

【司会者】

6番さん、お手元のメモについていかがですか。

【6番】

どちらも適切だったと思います。

【司会者】

6番さんのものは、かなり細かくなかったですか。

【6番】

何かいろいろ口頭陳述が多いんですけど、これがないと話が多分進まないんで、適切だと思います。

【司会者】

内容的にも適切だったということですか。

【6番】

はい。

【司会者】

7番さんは、いかがですか。

【7番】

物証が少ない中の検察側の論告メモ、これ以上のものはないなと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。8番さんはいかがですか。

【8番】

量的にはどうしてもこういうふうになると思うし、理解できないということはないと思いますし、最後に結論というか自分なりの判断を下すときに、やっぱり時系列的に項目別にかなり整理されているので、参考には当然のことながらなったというふうに理解しています。

【司会者】

ありがとうございます。それでは、今度は検察官と弁護士に伺いますけれども、論告メモ、あるいは弁論メモを作るとき何か注意している点がありますか。検察官いかがでしょうか。

【西村検察官】

論告メモ、特に事実関係、今回の事件のように犯意などについて争いのある事件の中で検察官は根拠を複数挙げるんですけれども、特にやっぱり優先順位ですね、重要視してもらいたい事実について優先順位をつけたり、あとはこの事実で即犯意に結び付くものではないとか、そういうものを省略したりとか、そうやってブラッシュアップをして、できるだけ検察官の主張が分かりやすくなるように、そこを特に意識するようにしております。

【司会者】

弁護人の立場で何かありますか。

【野村弁護士】

やはり弁論はその場での弁論が最終、その場で言う内容が最終弁論なので、余り細かく書いて後で読んでもらおうというよりは、やっぱりその場で見ながら聞きながらこちらの主張を分かってもらうということを意識して作成しています。

【司会者】

お手元に何通かの弁論メモがありますが、これらを見ていただいて、これはいい
なとか、ちょっとこれはどうかなとか、御感想はありますか。長いものや短いものな
どいろいろあると思うのですけれど。

【野村弁護士】

多分縮小してあるんだと思うので、A3で2枚となるとちょっと長いのかなとい
うふうに思ったんですが、ただ意外に先ほど聞いていると裁判員の方はこれぐらい
あっても仕方ないみたいな、結構鷹揚な感じだったもので、あっ、そうなのかなとい
うようにも思いました。

【司会者】

ありがとうございます。さて、論告弁論が終わったところで評議に入るわけ
ですけど、皆さんは、評議に入る時点で御自身なりに、事件の争点について、その判断
ができていましたか。心証と言うんですけど、争点である違法薬物の認識があっ
たかどうかということについて、評議に入る前に御自身の中でこの事件はこういう
ふうに考えるべきじゃないかというような心証を持たれていましたか。その心証が
最終的な結論と一致したかどうかは伺いません。伺いたいのは、論告弁論を聞いた
時点で、自分はこういうふうに判断すべきだと思うという、一応の心証を持たれた
かどうかということなのですけれども。

【1番】

持っていました。

【司会者】

2番さん、いかがですか。一応心証はとれましたか。

【2番】

とれました。

【司会者】

3番さん、いかがですか。

【3番】

同じくもう初めからこれはもう有罪という心証を持ちました。

【司会者】

4番さん、一応心証はとれましたか。

【4番】

強く持っていました。

【司会者】

ありがとうございます。5番さん、いかがですか。

【5番】

私は、最後の最後まで決めかねていました。

【司会者】

6番さん、いかがですか。

【6番】

私も持っていました。

【司会者】

7番さんはどうですか。

【7番】

同じです。

【司会者】

8番さんはどうですか。

【8番】

私も持っていました。

【司会者】

証拠調べの結果で一応自分なりに判断はできていたということですね。それから評議に臨んだということになりますね。

【8番】

はい。

【中井弁護士】

ちなみに、持っていた方はどの段階でしょうか。最後の論告弁論を聞いてやっぱりこうだというふうな感じですか。我々は割と想定してやっているのですが。それとも、被告人質問とか聞く段階で、ちょっとこれはないというふうに思っちゃったりするのか、何かその辺率直なところをお聞かせください。

【7番】

自分の心証はあくまでも心証であって、その間はやはり中立でいようという、そのための裁判員だと自負しておりました。

【6番】

すみません。私は被告人とのやり取りを見て、もうそこで決めていました。

【司会者】

ほかの方、何かありますか。

【3番】

私も先ほど言いましたように、もう途中でそういうふうな気持ちに、有罪かなとなっていたんですけども、最後の最後に被告人が言葉を言いますよね。そこまでは辛抱して、そこではっきりともう間違いないという確信に近い判断をいたしました。というのは、本当に悪びれた様子が全然ないんです。これ外国人の文化だといえればそうかも分かりませんが、もうイエスかノーか、あとは笑わない。じっと聞いている。それで、最後の言葉は軽い罪でお願いいたします、この一言だけなんです。ちょっと日本人の常識に合わないです。私ども一般市民の国民の感情からいって。これだけのものを背負ってきて、軽い罪でお願いいたしますという言葉はどこから出てくるかというふうに感じました。これは外国人と日本人の違いからと先ほども議論にありましたけども、それはそうかなと言われればそうでしょう。だけど、そういうことでは簡単に済まないと思うんで、もう少し量刑を軽くするなら本当に誠心誠意言葉を述べてというのが筋ではないかと。これ日本人の古い物の考え方かも分かりませんが、そんな印象を持ちました。

【7番】

私はちょっと違うんです。被告人の言動から有罪、無罪というのはちょっと決めにいくと私は思っています。この事件でも。だから、先ほど申し上げたと思うんですけども、知っていたのか知らなかったかによって多分左に行くのか右に行くのかって分かれるんだろうと思うんですよ。そうすると、我々はそれをはっきりさせてもらいたいわけですが、最後には。そのときに、弁護人も当然弁護する立場ですから、この事件では無罪ということですけども、有罪を求刑している検察官の立場からすれば、こういうことだから有罪なんだ、この人は隠匿していたことを知っていたんだということを立証してもらわなきゃ困ると思うんですよ。ところが、私の認識では、先ほど申し上げたように、少なくとも検察官の陳述からは、有罪なんだというのは、私はちょっと説得されなかったんです。それで、認識としては、このままだと有罪厳しいんじゃないかなという認識をずっと持っていました。それはそれ以降もちょっとひっくり返らなかったという認識を私は持っています。

【司会者】

どうもありがとうございました。それでは次に、評議、つまりそれぞれの事件について評議室で裁判官と一緒に話合いをしたと思いますけれど、このときの状況について伺いたいと思います。評議の秘密がありますので、そこまで踏み込まない範囲で評議のときの雰囲気や印象といったものを話していただきたいと思います。まず、皆さんが自分の意見を述べやすいような雰囲気で評議が進んだかどうかを伺いたいと思います。

【8番】

私は、言いにくいということはなかったと思っています。裁判長が例えば何かのことで裁判員が意見を言うと、ホワイトボードを使って書いて説明をしていましたけれど、言った意見に対して別の観点から見たらどう思いますかとか、あるいはこういう見方をしたらどうですかと、どうなりますかと、いろいろリードしていただいたので、そういうことも参考にしてまた話が進むという感じを持っていましたの

で、私は言いにくいということは全然ありませんでした。

【司会者】

ありがとうございます。それでは、7番さん、いかがですか。

【7番】

初日は耳を傾けておりましたけれども、2日目からどんどん質問、質疑できるようになりました。お茶を飲みながら端からの意見ではないという認識を持って、これが一番私はフレッシュさを感じたところです。人様の意味を欠いてしまうようなことにもなりかねない、慎重に慎重にということをご自ら戒めておりました。

【司会者】

ありがとうございます。6番さん、評議の雰囲気等はどうでしたか。

【6番】

よかったです。

【司会者】

裁判官の方で何か工夫していること、よかったことはありましたか。

【6番】

基本的には進めていただくのは裁判官の方なので、ちゃんと順序立ててこの件についてとか言っていたので、その件について考えて意見を言ったりしていたので。

【司会者】

ありがとうございます。5番さん、いかがですか。評議の雰囲気というのはどんな感じでしたか。

【5番】

とてもいい雰囲気で、話は最後まで聞いてもらえて、とめどなく話していると要するにこうなんですよねとまとめてくれたりして。

【司会者】

4番さん、いかがですか。評議の雰囲気ですけれども。

【4番】

ホワイトボードを使ってまとめていただくんですけども、要所要所で皆さんに確認しながら説明していったので、大変いい雰囲気だと思います。それと、あと休憩時間とかもいい意味で裁判長や裁判官の方が席を外していただいたんで、裁判員のみんなで評議とか進めることができ、大変よかったですと思います。

【司会者】

ありがとうございます。3番さん、いかがですか。

【3番】

とてもいい、自由に個人の意見を述べやすいような環境でございました。一つに、裁判長さんも非常に親しみの持ちやすい方に当たったような印象を皆さん後で言っていました。そういうこともあって非常によかったんじゃないかと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。2番さん、いかがですか。評議の雰囲気はどんな感じでしたか。

【2番】

本当に和やかだったし、裁判官の方はもうよく話を聞いてくださったし、聞いた上で私の言いたいことはこういうことなんですかねというような確認をしていただいて、自分も整理がつくということもあったりして、また裁判長の方も本当に人間的というのか、皆さんがそんな感じで、思った印象と全然違っていて、皆さん非常に人間的な和やかな感じで話を聞いていただけたという印象は強くあります。

【司会者】

ありがとうございます。1番さんはどうですか。評議の雰囲気ですけども。

【1番】

3番の方と一緒にだったんですが、まさにそのとおり非常に和やかな感じで、話しやすい雰囲気でした。というのも、裁判長がそういうふうに誘導していただけたのと、お人柄ですね。それともう一つは集まった裁判員の間で実は缶詰になって緊張

してしまって、これはかなわないというところで、その場その場でちょっと崩すようなリーダーシップを出す人がいました。私もその中の一人なんですけれども、裁判所の近くに食パンを売っているところがあって、そういった話題を出したりしてちょっと和むとか、日本酒の話をしたりということで少し和みながら、皆さんがしゃべりやすいとか評議しやすいような場になっていったということがありました。個人のことまでは話はいかなかったんですけど、非常にそういう意味ではよかったかと思います。

【司会者】

ありがとうございます。司会は裁判官が担当したと思いますけれど、司会の進め方で何かお気付きの点はありますか。適切だったか、もっとこうすればよかったのではないかというような御意見があったら伺いたいと思います。司会の仕方でちょっとどうかと思ったこと、あるいはよかったというふうな御意見でも結構なんですけれども何かありますか。ところで司会は誰が担当していたのでしょうか。主な司会ですけど。裁判官は、裁判長と一番若い人と真ん中の人と3人いたと思いますが、裁判長ですか。

【6番】

裁判長です。

【司会者】

ほかの方は、どんな感じでしたか。

【1番】

裁判長でした。

【4番】

司会というか、総合的には裁判長なんですけれども、議事進行は、前半の要するに有罪か無罪かを定めるまでは2番目の方がやられて、有罪と決まった後、量刑を決めるのは3番目の方が進められました。

【司会者】

裁判官の立場で評議の仕方では気を付けていることはありますか。

【清水裁判官】

個人的に気を付けているのは、2番さんなどもおっしゃっていましたが、発言の意をいかにうまく捉えるかというか、どういう趣旨でお話をされているかということをよく理解して、それを全体で共有できるようにして、それをきっかけにして、ほかの人の意見もより引き出せるようにしていくというところをやはり意識してはいるかなと思います。

皆さん評議のときに、先ほどありました検察官や弁護人の作成した論告メモですか、弁論メモというのはどれぐらいうまく機能していましたかというところをちょっと聞いてみたいんですけども、割とそれは関係なく、裁判官が出したこの点について考えてみましょうみたいなところで議論が進んでいったのか、それとも基本的にはその論告、弁論を見ながらこの主張についてどうですかねという、その論告弁論を評価するような形で議論が進んでいたのか、そのあたりちょっと聞いてみたいんですが、いかがですか。

【6番】

論告弁論どおりに順番に議論していきました。

【清水裁判官】

そのときに、結構細かい情報がいっぱい入っていた論告だったんですけど、それがうまく進んでいきましたか。

【6番】

そうですね。これに沿って話が進んでいきました。

【8番】

行ったり来たりしながらしてましたから、使っていましたよ、全部。

【7番】

道しるべでも言いましょうか、これがないと話にならないということです。総括してよくできていました。

【司会者】

大体は論告や弁論に沿って、評議を進めたという感じになりますか。

【高橋裁判官】

私は、割と何か自分の意見を言ってしまう方なんですけど、それでもなるべく押し付けにならないように、裁判員の方からどんどん意見を出していただけるように努めてはいるつもりです。私の意見がどう受け取られているのかというのがあると思うんですが、どうですか。裁判官の意見の言い方で何か気になったところとかあればお知らせいただければと思います。

【司会者】

裁判官の意見に影響されてしまったようなことはないですか。意見を言いにくかったとかいうことはなかったですか。

【3番】

いや、そういうのはちょっと私のケースではなかったです。

【司会者】

ほかの方はいかがですか。

【6番】

なかったです。

【司会者】

評議の時間は十分にありましたか。足りなかったとか、例えば途中で駆け足になっちゃったとか、そういうことはなかったですか。

【2番】

それはありました。やっぱり非常に大変でした。

【司会者】

時間が短かったですか。

【2番】

押しっていて。先ほども言いましたけれど、被告人の方が非常にしゃべり過ぎる方

だったので、時間がどんどん押してくるので、評議する時間が1日なくなってしまった。何かそういうこともあったのかな。それで、私たちちょっとずっと詰めていくのが厳しくなってきました。

【司会者】

評議のときには、証拠を見直したりしましたか。

【2番】

しないわけじゃないんですけど、自分自身がついていけないスピードというか、休み時間にも読んだりもするんですが、じっくりと読む時間がなかったです。メモやメールの内容を全部読みたいんですけども、ピックアップされている部分から入っていくしか時間がないような感じでした。

【司会者】

ほかの方、何かありますか。

【5番】

最初に3日目の午後までに有罪か無罪かを決めますと説明があったので、そこに合わせて逆算してみんなでやっていった感じなので、でも締め切りがあるからそこまでにというのはあったかもしれませんが、時間的には適切だったかなと。最初に全部で4日目の午前中で今度量刑を決めますとか大体目安があったので。

【司会者】

その目安は大体適切でしたか。

【5番】

そうですね。適切だったと思います。5日目なのか、終わり次第帰れます、終わらなかつたらいてもらうけどという程度の余裕は持って一応組んでいただいていたので、よかったと思います。

【司会者】

皆さんの中で、メモを取った方は、そのメモが評議のときに役に立ちましたか。それをちょっと伺いたいと思います。

【4番】

役に立ちました。

【司会者】

評議室の中で、証人や被告人のビデオを見直したりしましたか。

【3番】

ビデオは見ていないんですけども、これもう一回見たいという写真とかは見せてもらいました。

【司会者】

被告人とか証人のビデオを見たという方はいますか。

【5番】

見ていません。

【司会者】

それでは、最後になりますが、皆さんは裁判員や補充裁判員として参加されましたが、これから裁判員、補充裁判員として参加される方のために何か自由にお話しいただきたいと思います。今回参加した感想を踏まえて、これから裁判員、補充裁判員になられる方に何かメッセージがございましたらおっしゃっていただきたいと思います。

【1番】

選ばれたらびっくりしないで、びっくりするんでしょうけど、是非参加していただきたいなと思いました。私自身がやっぱりこの事件だったから何となくこういう意見が言えるのかもしれないんですけども、もう少しきついものだったらどうかなというのはあるんですけども、やはり裁判のこういう制度そのものがやっぱり国民に求めている制度ですので、是非国民としてそういうことを対応していくということで、若い人特に参加してほしいなと思っております。

【司会者】

ありがとうございます。それでは、2番さん、どうぞ。

【2番】

やはりこの裁判員裁判の制度というのは、私はすごく大切なものじゃないかなと思います。というのは、やっぱり学問をして裁判官になられていく方の考え方と、そういうことを知らない一般庶民の庶民感情というものはちょっと違うように思うんです。でも、庶民感情であることで裁判をしていくことも、やはりこれは判決するときの一つの目安になるものがあると思います。そういうことによって、もしかするとその量刑なんかに関しても法が変わっていくことがあるかもしれませんよね。そういうことを考えてでき上がった日本の法律を見直す一つのきっかけやチャンスになることもないとは言えないと思います。だから、裁判員の制度は続けてほしいと思いますし、是非経験していただきたいと思いますし、意外といい雰囲気の中でやれるということもお伝えしたいです。

【司会者】

ありがとうございます。3番さん、お願いいたします。

【3番】

もう端的に言いまして、是非裁判員に選定されたら積極的に参加していただいて、貴重な体験を作っていただけたらと思っています。といいますのは、やっぱり私もそうだったんですけども、非常に最初は参加するのにちょっと抵抗を感じていました。というのは、その抵抗の一つは大きな不安です。そういう専門知識もないのに、我々一般の者がくじで当たって、行って何ができるのと、務まるのということと、それから重大事件、重大犯罪を扱うということですから、それ、しかも刑事事件に限ってということでもありますんで、それをもろに個人的に受けるかも分かりませんよね。そういったストレスが本当に自分のためになるのか、そういった不安がもろもろあるかと思うんですけれども、是非とにかく参加して体験していただくと、恐らくイメージが変わると思います。また、皆さん敬遠するといいますか、そういうのを払拭するためにも広くPRしていただいて、みんながこれはいいということで参加していただけるようにしていただければいいというふうに思っております。よろしくお

願います。

【司会者】

ありがとうございます。4番さん、お願いいたします。

【4番】

いろんな個人の都合あると思うんですけども、できる限り参加した方がいいんじゃないかなと自分の感想としてはあるので、自分自身も参加させていただいて大変よかったと思っておりますので、できる限り参加していただければなど。これからの方も参加していただければと思います。

【司会者】

ありがとうございます。では、5番さん、お願いいたします。

【5番】

もし選ばれたら、貴重な経験になるので、是非やっていただきたいなと思います。数日間密度濃く過ごしたメンバーと謎の結束感が生まれて、今でもこのメンバーの中は守秘義務ないよねということでSNSでやり取りしたりとか、今でも続いています。専門的な知識とか必要なくて、法廷でのやり取りとか、評議の中のことだけで判断すれば、そこまで困ることはないと思いますし、組織の中で働いている人であれば、こういう物の考え方身に付けるのも大事かなと。職員研修じゃないですけど、そういったものにもなるのかなと。ちょっとまとまらないですけど、是非参加していただきたいなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。6番さん、お願いいたします。

【6番】

やっぱり選ばれたら一回やってみたらいいと思います。すごい貴重だったので。外から見た裁判しか知らなかったの、中から見た裁判が体験できたので、とてもよかったです。

【司会者】

ありがとうございます。7番さん、お願いいたします。

【7番】

将来ある若い方々にも、もし来たら、誘い受けたら、義務の一つであると。もう一つ、改めて私思ったんですけども、原告側にも被告側にも立たない、さらに債権者にも債務者にもなってはいけないなという戒めみたいなのを改めて感じた次第です。それを若い人たちにもっと、若い時代からこういう経験ができれば、その人は宝くじに当たったようにもっといい利益が得られるんじゃないかなと、かように思う次第でございます。

【司会者】

ありがとうございます。8番さん、お願いいたします。

【8番】

選ばれたらやってみた方がいいと思うし、白紙の状態です。みんな、私もそうなんですけど、経験ないわけですから、白紙の状態で臨めばいいんじゃないかと、それだけです。

【司会者】

ありがとうございます。では、御出席の法曹の方からも今日参加した感想をお願いします。何か経験者の方に質問がありましたらしていただいて構いません。

【西村検察官】

検察官、西村です。密輸事件、そもそも海外が関係する事件だということで難しいという話題出たんですけども、今回皆さんが担当いただいた事件、同じ事件を担当された方がるので、5事件あると思うんですけども、いずれももう判決書見るだけでも、この密輸事件の中でも特に判断が難しい、大変微妙な判断が求められる難しい事案、困難な事案を審理いただいているというふうに理解しております。その中で本日、まずその裁判員としての職務に従事するに当たっての真剣な思い、そしてあと事実と証拠を本当にしっかり判断していただく、分析して判断していただくとした姿勢に大変感銘を受けまして、今後ともこの制度続いていけばいいな

というふうな思いを新たにしました。

【栃倉検察官】

今日皆さんの貴重な御意見や感想を聞かせていただきまして、本当にありがとうございました。改めてこの密輸事件の立証の難しさというのを感じたところです。密輸組織が関与していたりとかというところで、証拠もそういう組織が関係しているので残さないような工夫を恐らくしていると思う中で、我々何とかその痕跡がないかということで努力はしているんですが、少ない証拠しか集められない中で、それを組み立てて何とか立証しているわけですけれども、その中で、少ない証拠の中でも皆さんに分かりやすく、納得が得られるような主張、立証を今後心掛けていきたいなというふうに改めて思いました。本当に今日はありがとうございました。

【高橋裁判官】

本日は、貴重な意見をいただきまして、どうもありがとうございました。我々が理想とする裁判員裁判というのは、検察官と弁護人の方に法廷で分かりやすい審理をしていただいて、それを皆さん方が集中して見て聞いて、集中して考えていただければ、その審理が終わった段階でもう皆さんなりに自分の見解が固まって、それで評議の冒頭から活発に意見を述べていただけると、そういう裁判を我々としても目指していきたいと思っております。今日伺いました意見を参考にして、またその理想に向かってどういったことをやっていけばいいのかというのをまた考えていきたいというふうに思っております。本日は、どうもありがとうございました。

【清水裁判官】

本日は、貴重なお話を聞かせていただき、ありがとうございました。実務上まさに明日から参考になるような御意見ですとか、今後に向けた温かい叱咤激励の言葉などいただきまして、ますます精進しなければいけないなと思った次第です。引き続きどうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

【司会者】

野村弁護士、どうぞ。

【野村弁護士】

個人的には、私自身は裁判員裁判にはいい面もあるし、よくない面もあるというふうに思っていて、いろいろと複雑な気持ちも持っているんですけども、ただ今日参加してみて、皆さんが我々の依頼者、依頼人の人生のことを本当に真剣に考えて数日間取り組んでいただいているんだなということはずごく伝わってきたと思います。今後、長期的な、こうやって一つ一つの事件で我々がどんなことをしているのかというのを理解、裁判を理解していただくことが長期的にすごく貴重な意味のあることにつながっていくというふうに思っています。ありがとうございました。

【中井弁護士】

我々法律家は、とにかく理屈とか論議とか難しい言葉が好きで、多分裁判員裁判導入前はそういう言葉で埋め尽くされた刑事裁判というのが行われていたというのが実際だと思うんです。ただ、実際刑事事件で事実として何があったかという、必ずしもそういう判断では恐らくなくて、今日何人か御意見をいただいて、印象でこう思ったとか、こう感じたというのは多分事実に行き当たる上ではすごく大事なことですし、そこに一般の方の感覚というのを反映してもらうためにこういう制度ができていますんで、もちろん理屈とか論理も大事なんですけど、それと印象とか一般的な感覚、バランスをとってこれから我々も活動していきたいなと思いを新たにしました。ありがとうございました。

【司会者】

本日は長時間にわたりどうもありがとうございました。